

◆ 固定資産税(償却資産)申告のご案内 ◆
(令和 8 年 度 申 告 用)

事業者の皆様へ

大和高田市税務行政に、日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに、事業のためにお使いの機械やパソコン、設備などの償却資産につきましても課税対象となっており、大和高田市内に償却資産を所有されている方は、資産の多少、異動の有無にかかわらず、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在における所有状況等を申告していただくこととなっております。

次のページ以降を参照の上、申告書を作成いただき、令和8年2月2日までに、市役所税務課まで提出をお願いします。

大和高田市 税務課

【 目 次 】

	(ページ)
1. 償却資産の申告について	1
2. 申告書の提出期限	2
3. 償却資産とは	3
4. 償却資産の具体例	3
5. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分	3～4
6. 償却資産の範囲	5
7. 税額等の算出方法	6～7
8. 申告書提出前のチェック項目	8
9. 課税と納税	9
10. 不服等の申出	9
11. 実地調査等、調査協力をお願い	9
12. 申告書の提出先・お問い合わせ先	9

1. 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

毎年1月1日現在において大和高田市内に所在する償却資産を所有されている方(法人・個人)は、大和高田市役所に申告が必要です。
また、次の方も申告が必要となりますのでご注意ください。

- イ 償却資産を他に賃貸している方
- ロ 所有権移転外リースの場合は償却資産を所有している貸主の方
- ハ 所有権移転リースの場合は原則として償却資産を使用している借主の方
- ニ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ホ 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- ヘ テナント等、特定附帯設備の所有者 (※P.3参照)

- ・ 償却資産を所有されていない方は、「該当なし」として申告をお願いします。
- ・ 廃業、移転、合併等ですべての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。
- ・ 前年度に「該当なし」で申告いただいた方につきましても、今年度も申告書の提出をお願いします。

(2) 申告の方法

償却資産の申告の方法は、以下のものがあります。

イ 細目方式(一般方式)

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は市役所で行います。

ロ 合計方式(電算申告)

賦課期日(1月1日)現在に所有する資産の取得価額から評価額、課税標準までを所有者が計算し、申告する方法です。

いずれの方式においても、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

※ 償却資産申告書及び種類別明細書については、当市のホームページからダウンロードすることができます。

<提出書類>

申 告 区 分			記 載 内 容		提 出 書 類	
細目 (一般) 方式	初 め て 申 告 される方	該当資産がある場合	毎年1月1日時点で所有している全ての 資産を記載して下さい。	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉 種類別明細書(増加資産・全資産用) 〈別表一〉		
		該当資産がない場合	申告書右下の欄にある「20 該当資産なし」の欄を○で囲んで下さい。	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉		
	昨年度に 引き続き 申 告 される方	資産に増減がない場合	申告書右下の欄にある「19 増減なし」の欄を○で囲んで下さい。	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉		
		資産に増減がある場合	前年中に増減のあった資産を記載して下さい。	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉 種類別明細書(増加資産・全資産用) 〈別表一〉 種類別明細書(減少資産用) 〈別表二〉		
				償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉 種類別明細書(減少資産用) 〈別表二〉		
				償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉 種類別明細書(減少資産用) 〈別表二〉		
廃業・解散等がある場合	申告書右下の欄「21」にある該当する項目を○で囲んで下さい。また、備考欄にその年月日の記載をお願いします。		償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉 種類別明細書(減少資産用) 〈別表二〉			
合計(電算)方式により申告される方			毎年1月1日時点で所有している 全ての資産 を記載して下さい。	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉 種類別明細書(増加資産・全資産用) 〈別表一〉 種類別明細書(減少資産用) 〈別表二〉		
過年度の修正申告をされる方			修正のある各年度毎に増減があった資産を記載して下さい。	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 〈第26号様式〉 種類別明細書(増加資産・全資産用) 〈別表一〉 種類別明細書(減少資産用) 〈別表二〉		

(3) マイナンバーについて

平成28年1月の社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴って、**償却資産申告書にもマイナンバーの記載欄が増設されています**。個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載してください。

個人の方は、個人番号を確認できる資料(個人番号カードの裏面、通知カードまたは住民票の写し)と申告される方が個人番号の正しい持ち主であることの確認できる資料(運転免許や個人番号カードの表面など)をそれぞれ1種類ずつ**提示または写し(コピー)のご提出**をお願いします。

なお、**電子申告(eLTAX)によりご提出いただく場合は、本人確認資料の添付は不要**です。

(4) 電子申告(eLTAX)

大和高田市では地方税**電子申告(eLTAX)(エルタックス)のご利用を推奨**しています。同封のリーフレット「固定資産税(償却資産)の申告は、電子申告(eLTAX)が大変便利!!」を参考にeLTAXをはじめてみませんか。操作方法など詳細については、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAXホームページをご覧ください。

〔地方税共同機構〕

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459(左記の番号でつながらない場合は03-6745-0720)

9:00~17:00受付(土・日・祝祭日、年末年始を除く)

eLTAXホームページアドレス <http://www.eltax.lta.go.jp/>

2. 申告書の提出期限

◎**令和8年2月2日(月)** ※受付開始日は令和8年1月5日(月)です。

◎受付時間 : 午前9時から午後4時30分まで(土・日・祝日を除く)

◎郵送でも提出することができます。

申告書の提出先につきましては、最終ページの【お問い合わせ先】をご覧ください。

※ファックスによる申告は受け付けておりません。

※**申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください**。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

3. 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法上の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。具体的には、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを賃貸している方が、その事業の用に供している構築物・機械・工具・器具・備品等がそれにあたり、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

なお、「事業の用に供することができる資産」とは、事業を行なう者がその本来の業務として行なっている事業の用に直接又は間接使用できる資産で、税務会計上、減価償却できるものをいいます。また、自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

申告時には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16(2)等を、個人の方は所得税の申告における減価償却費の計算欄、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告書へ記入してください。

4. 償却資産の具体例

資産の種類		主な償却資産の具体例
1	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板、ビニールハウス等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、 家屋の賃借人(テナント)が施した内装・内部造作等
2	機械及び装置	電気機械、化学機械、運搬設備(コンベアー、捲上機等)、トラクター、コンバイン(自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く)、籾摺り機、精米機、その他物品の製造、修理等に使用する機械及び装置等
3	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
4	航空機	飛行機、プロペラ機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、リヤカー、フォークリフトなどの構内運搬車(自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除く)等
6	工具、器具及び備品	パソコン、机、椅子、ロッカー、金庫、計算機、レジスター、応接セット、測定工具、テレビ、陳列ケース、マネキン人形、コピー機等

<業種別一例>

業種	主な償却資産の具体例
各業種共通	舗装路面、柵・フェンス、ロッカー、パソコン、キャビネット、コピー機、エアコン、応接セット等
小売店	商品陳列ケース、自動販売機、レジスター等
飲食店	接客用家具、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、室内装飾品等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインボール、タオル蒸器等
医院・歯科医院	ベッド、X線装置、電気血圧計、保育器、各種検査機器等
工場・製造業	施盤、プレス機、金型、溶接機、ボール盤、梱包機、製造設備等
印刷業	各種製版機、各種印刷機、断裁機等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、照明設備、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場用設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
駐車場業	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐車料金自動計算装置、舗装路面、柵・フェンス等
ガソリンスタンド業	洗車機、ガソリン計量機、地下タンク、空気圧調整機等
建設業	大型特殊自動車、ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、コンクリートカッター等
農業	ビニールハウス、籾摺り機、精米機、耕うん機、コンバイン等(自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く)

5. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備とは、内装、造作、空調設備、運搬設備等家屋と一体となって家屋の効用を高める設備のことをいい、家屋で固定資産税が課税されるものと、償却資産として課税されるものがあります。(次ページの区分表を参照してください。)

テナント等、建物の所有者以外の方がその建物に取り付けた事業用の附帯設備(内装工事、造作、建設設備などが該当し、「特定附帯設備」といいます)については、その設備を取り付けた方を所有者とみなし固定資産税を課税します。

(地方税法第343条第10項、大和高田市税賦課徴収条例第52条第8項)

<家屋と償却資産の区分表>

※以下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配線等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	インターホン設備	※集合玄関機、親機・子機	○			◎
	監視カメラ(TV)設備	受像機、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、工業用水道配管、独立給水塔等		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備等	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型・ウインド型)		◎		◎
		埋め込み式エアコン	○			◎
	換気設備	ドラフトチャンバー、スクラパー送風機、換気扇、ダクト、換気口	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物用専用昇降機	○			◎
	厨房設備等	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		システムキッチン	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラップバーゲート等		◎		◎
	その他の設備等	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

※平成26年1月1日以前に取得した集合玄関機、親機・子機は、所有関係に関わらず償却資産の対象です。

6. 償却資産の範囲

(1) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が対象です。
また、次の償却資産も申告対象となりますのでご注意ください。

- イ 償却済資産(帳簿上は備忘価格1円で計上されている資産)：評価額は取得価額の5%となります)
- ロ 福利厚生のに供するもの
- ハ 企業会計上、建設仮勘定で経理されているものであっても1月1日現在、事業の用に供することができる状態にあるもの
- ニ 遊休又は未稼働資産であっても、1月1日現在、事業の用に供することができる状態にあるもの
- ホ 使用可能年数が1年未満又は取得価額が10万円未満であっても、個別に減価償却しているもの(個人は除く)
- ヘ 改良費(固定資産の価値を増加させるため又は使用可能期間を延長させるもの)
- ト 資本的支出(本体部とは別に新たな資産として扱います)

(2) 申告の対象とならない資産

- イ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(※大型特殊自動車は申告が必要です)
- ロ 無形固定資産(特許権、ソフトウェア等)
- ハ 繰延資産(創立費、開業費、開発費、負担金、権利金等)
- ニ 棚卸資産(本来減価償却すべき資産を除く)
- ホ 骨董品など時の経過により価値の減少しないもの
- ヘ 使用可能年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入されたもの
- ト 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
※但し、令和4年4月1日以後、貸付け資産(主要な事業として行なわれるものを除く)は申告対象となります。
また、**中小企業者等が租税特別措置法を適用して損金算入した30万円未満の資産も申告対象となります。**
- チ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

<参考1: 少額資産の取扱い>

申告対象 申告対象外

30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか)			個別に減価償却しているもの (個人で取得価額10万円未満は除く)
20万円未満				
10万円未満				
	法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満)	3年で一括償却(貸付の用に供したものを除く) (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)	一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)	

<参考2: 国税との違い>

項 目	償 却 資 産	国 税
減価償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として、※「固定資産評価基準」に定める減価率	定率・定額の選択制度、建物等は定額
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められない	認められる
特別・割増償却	認められない	認められる
少額資産の損金算入の特例	認められない	認められる
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額(1円)
資本的支出	すべて区分評価	ケースにより合算・区分
共有資産	合算して共有名義で申告	持分を減価償却

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に規定される総務大臣告示です。

7. 税額等の算出方法

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は、申告していただいた資産の一品ごとに、取得価額を基準とし耐用年数と取得後の経過年数を考慮して、賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

なお、細目(一般)方式で申告される方は、評価額の計算は不要です。

前年中に取得した資産	取得価額 $\times \left[1 - \frac{r}{2} \right] =$ 取得価額 $\times A$
前年前に取得した資産	前年度評価額 $\times (1 - r) =$ 前年度評価額 $\times B$

r:耐用年数に応ずる減価率

A:半年分の減価残存率で減価残存率表の「前年中取得のもの」の欄

B:1年分の減価残存率で減価残存率表の「前年前取得のもの」の欄

ただし、Bにより求めた額が(取得価額 $\times 5/100$)よりも小さい場合は、その償却資産が事業の用に供されている限り、(取得価額 $\times 5/100$)により求めた額が価格となります。(取替資産、鉱業用坑道を除く)。

<減価率残存表>

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

※この表は、「固定資産評価基準」(地方税法第388条に基づく総務大臣告示)別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」から作成しています。

(2) 税額の算出方法

各資産の評価額を合算した額(決定価格)を課税標準額とし、その額に税率を乗じて税額を算出します。なお、各資産の合算額(課税標準額)が150万円未満の場合は課税されません。

課税標準額		税率		税額
各資産の評価額の合算 (ただし、1,000円未満切捨て)	×	1.4%	=	100円未満切捨て

※ 大和高田市に土地・家屋を所有されている方は、その土地・家屋の価額(評価額)に償却資産の価額(評価額)を合算した後の額が固定資産税の課税標準額となります。

<評価額等の計算例: 令和8年度>

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和8年度 評価額
アスファルト 舗装路面	令和7年3月	2,000,000円	10年	0.206	$2,000,000円 \times (1 - 0.206 \times 1/2)$ = 1,794,000円(令和8年度評価額)①
応接セット (接客業用以外)	令和6年10月	340,000円	8年	0.250	$340,000円 \times (1 - 0.250 \times 1/2)$ = 297,500円(令和7年度評価額) ↓ $297,500円 \times (1 - 0.250)$ = 223,125円(令和8年度評価額)②
複写機	令和6年5月	400,000円	5年	0.369	$400,000円 \times (1 - 0.369 \times 1/2)$ = 326,000円(令和7年度評価額) ↓ $326,000円 \times (1 - 0.369)$ = 205,706円(令和8年度評価額)③

評価額の合計(決定価格) = ① + ② + ③ = 1,794,000円 + 223,125円 + 205,706円 = 2,222,831円

課税標準額		税率		税額
2,222,000円 (1,000円未満切捨て)	×	1.4%	=	31,108円 → 31,100円 (100円未満切捨て)

8. 申告書提出前のチェック項目

償却資産(固定資産税)の申告書を提出される前に、下表を参考に、記入漏れや誤りがいないか再度チェックをお願いします。

区分	申告書の項目 番号・使用する 用紙等	記 入 漏 れ が 多 く 見 ら れ る 事 項	使用する書類	チェッ ク欄
償却資産 申告書	1・2	所有者の方の住所(法人の場合は本店所在地)、氏名(又は法人名)、電話番号及び屋号の記載漏れはありませんか?	償却資産申告書	☐
	3	個人番号又は法人番号は記入されていますか?		☐
	4	事業種目は記入されていますか? (サラリーマンの方で、太陽光発電装置のみで申告の方は、“太陽光発電”と記入してください。)		☐
	6	この申告に応答する方の氏名と電話番号は記載されていますか?		☐
	7	税理士等が関与されている場合、税理士事務所等の名称及び電話番号を記入してください。		☐
	15	当市内における事業所等資産の所在地を記入してください。		☐
	16	借用資産がある場合、リース会社等の名称・資産名を記入してください。		☐
	19	昨年申告された以降、資産の増減がない場合は19番に○をしてください。		☐
	20	当市内に該当資産の所有がない場合は20番に○をしてください。		☐
種類別 明細書	増加資産・ 全資産用	増加資産がある場合は、用紙の右端にある増加事由欄の該当番号に○を付けてください。	種類別明細書	☐
		他の自治体に所有していた資産を当市に移動された場合は、増加事由欄の「3」に○を付け、摘要欄にその自治体名を記入してください。	(増加資産・全資産用) 〈緑色の線の用紙〉	☐
	減少資産用	減少資産がある場合、用紙の右端にある減少事由・区分等の欄にも記入してください。	種類別明細書	☐
		他の自治体に資産を移動した場合は、減少の事由欄の「3」に○を付け、摘要欄にその自治体名を記入してください。	(減少資産用) 〈赤色の線の用紙〉	☐
番号	誤 り や す い 事 例		確認できるページ	チェッ ク欄
1	大型特殊車両やフォークリフトなどの構内運搬車等を所有されている場合は、車両及び運搬具であっても、申告が必要です。		このご案内の 3ページ	☐
2	自己所有ではない賃借物件であっても、テナントが建物に内装を施した場合は、償却資産としての申告が必要です。		このご案内の 3ページ	☐
3	家屋(建物)と一括して減価償却していても、下の例にあるような設備や工事などは、償却資産としての申告が必要な場合があります。 〔例: 屋外に設置された電気・ガス・給排水などの各種設備、外構工事、庭園工事、看板、広告塔、舗装工事、機械式立体駐車場(装置)、物置 など〕		このご案内の 4ページ	☐
4	法人が中小企業投資促進税制等を適用して特別償却を行い、取得価額の全額を減価償却(即時償却)した資産を償却資産の申告に入れるのを忘れていませんか?		このご案内の 5ページ	☐
5	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により取得した資産についても、償却資産の申告が必要です。		このご案内の 5ページ	☐
番号	地方税(地方税法)と国税(所得税法・法人税法)とで取扱いが異なる主なもの		確認できるページ	チェッ ク欄
1	固定資産税では特別償却や割増償却の適用はありません。		このご案内の 5ページ	☐
2	固定資産税の償却資産では、200%定率法や250%定率法の減価率は採用していません。			☐
3	国税の申告の際に、償却済み(残存簿価が1円)となっている資産であっても、申告が必要です。(固定資産税の場合、残存簿価が1円の資産に係る償却資産の評価額は取得価額の100分の5となります。)		〔 参考2: 国税との違い 〕	☐

9. 課税と納税

(1) 償却資産の価格の決定

所有者の方から、賦課期日(1月1日)現在所有されている償却資産について、申告書を提出いただいた後、提出された申告書と調査により、市が価格を決定します。

(2) 納税通知書の交付

毎年4月上旬に、決定した価格を課税標準額として税額を算定し、納税通知書を交付(原則として郵送)します。なお、課税標準額が150万円未満の場合は納税通知書の交付は行いません。

ただし、大和高田市内に土地・家屋を所有されている方につきましては、償却資産に係る課税標準額が150万円未満の場合であっても、その土地・家屋に係る納税通知書が交付(原則として郵送)されます。

10. 不服等の申出

償却資産の価格に不服がある場合や、課税の内容に不服がある場合は、審査の申出等の救済制度がありますので、当市税務課(固定資産税担当)までお問い合わせください。

なお、それぞれに申出の期限が定められていますのでご注意ください。

内 容	申 出 ・ 申 立 機 関	申 出 等 の 期 限
決定価格等への不服	大和高田市 固定資産評価審査委員会	納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内

11. 実地調査等、調査協力をお願い

大和高田市では、国(総務省)の指導に基づいて、適正・公平な課税のため、申告指導の徹底や国税等への申告内容の確認調査等により、未申告者の解消及び申告内容の適正な把握に取り組んでいます。

それに伴い、電話問合せや申告書及び資料の提出の依頼、地方税法に基づく実地調査(地方税法第353条、第408条)を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、調査により償却資産の申告又は修正申告をお願いする場合があります。その場合には、調査内容に応じて遡及して課税(地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分、偽りその他の不正の行為により税額を免れた場合は、同法第17条の5第7項の規定により7年度分)することになりますので、予めご了承ください。

※ 正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第368条、第386条及び大和高田市税賦課徴収条例第66条の規定により、延滞金や過料を科される場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役又は罰金に処される場合があります。

12. 申告書の提出先・お問い合わせ先

大和高田市役所 税務課 税務グループ(固定資産税担当)

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

電話 0745-22-1101(代表) 内線2242、2243

※ 大和高田市では行政手続きのオンライン化を推進するため、**電子申告のご利用**を推奨しています。